

# 医療的ケア児の保育所受入れガイドライン

令和5年10月 策定

海老名市

## 目次

### 第1 基本事項

- 1 受入れの要件
- 2 医療的ケアの内容
- 3 対象者
- 4 各園受入れ人数
- 5 受入れ体制

### 第2 医療的ケア児の入所までの流れ

- 1 保護者から市への事前相談
- 2 保護者と関係機関の調整
- 3 入所申請
- 4 入所選考
- 5 入所可否の通知

### 第3 保育所での受入れについて

- 1 医療的ケアを必要とする児童への対応
- 2 医療的ケアの実施体制
- 3 緊急時の対応

### 第4 保護者の了承事項について

- 1 保育利用について
- 2 医療的ケアについて
- 3 ならし保育について
- 4 体調管理及び保育の利用中止等について
- 5 緊急時及び災害時の対応等について
- 6 退園等について
- 7 情報の共有等について
- 8 その他

### 様式集

- 1 保育所による医療的ケア実施申込書
- 2 医療的ケア指示書
- 3 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

# 第1 基本事項

## 1 受入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等での保育が必要であると認められること。
- (2) 保育所における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 状態が落ち着いており、医療器具の離脱等の事故により直ちに生命に危険がないこと。
- (4) 保育所における受入れ体制が整えられていること。
- (5) 「医療的ケア児入所事前検討会」における意見等を踏まえ、海老名市保育の実施手続等を定める要綱に基づき、入所選考を行う。

※就労等により保育の必要性がある方が対象です。(レスパイト・一時預かり事業ではありません)

## 2 医療的ケアの内容

医療的ケアとは、医療的ケア児支援法において定められている「気管切開の管理」、「鼻咽頭エアウェイの管理（吸引）」、「経管栄養（経鼻経管、胃ろう、経鼻腸管、経胃ろう腸管、腸ろう又は食道ろうによるものに限る）」、「中心静脈カテーテル管理」、「皮下注射」、「継続的な透析」、「導尿」、「血糖管理」、「酸素療法」、「ネブライザーの管理」、「排便管理（消化管ストーマの管理又は敵便、洗腸若しくは浣腸の実施に限る）」、「痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置」を指し、保育所では医療的ケア指示書に基づき対応する。

## 3 対象者

主治医から集団保育が可能と診断されている児童を基本とする。

## 4 各園受入れ人数

各施設の保育体制等により調整可能とする。

## 5 受入れ体制

- (1) 受入れ時期は、毎年4月1日入所を基本とする。
- (2) 保育を行う日及び時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の1日8時間各園の基本時間（例午前8時30分～午後4時30分）を基本とする。
- (3) 受け入れに伴いお子さまの状況について、園及び「医療的ケア児入所事前検討会」にて確認する。

※留意：入所後、ケアの変更が生じた場合は、必要に応じて「継続保育に関する検討会」を開催する。

## 第2 医療的ケア児の入所までの流れ

### 1 保護者から市への事前相談

- (1) 保護者は、市の保育所管課に事前相談を行う。
- (2) 保育所管課は、本ガイドラインに基づき、受入れの手續や保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (3) 保育所管課は、保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等の聞き取りを行う。

### 2 保護者と関係機関の調整

- (1) 主治医との調整  
保護者は、主治医に対し、医療的ケアの下、保育所における集団生活が可能であるかなどについて、事前に相談する。また、可能であると判断された場合は、医療的ケア指示書の作成を依頼する。
- (2) 保育所への相談  
保護者は、入所申請期間内に入所を希望する保育園に事前に見学し、児童の状況等を説明したうえで、事前相談を行う。
- (3) 「医療的ケア児入所事前検討会」の開催。  
出席者：対象児童と保護者、施設長、園看護師、障がい所管課、母子保健所管課、医ケア児市コーディネーター、保育所管課  
※「医療的ケア児受け入れ検討会」後、施設長が受け入れの確認を記載する。  
※保育対象児の介護、看護点数は加点しない。

### 3 入所申請

- (1) 保護者は、保育所入所申請期間内に、申請に必要な書類一式とともに、次の書類を保育所管課に提出する。
  - ・保育所による医療的ケア実施申込書【保護者記入】
  - ・医療的ケア指示書（就園のための情報共有シート）【主治医記入】  
※文書作成に要する経費は保護者の負担とする。
  - ・医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書【保護者記入】
- (2) 申請書類に基づいて、保護者の状況や児童の状況をよく聴き取る。

### 4 入所選考

海老名市保育の実施手續等を定める要綱に基づき、入所選考を行う。

## 5 入所可否の通知

- (1) 入所可能な場合は、保護者及び保育所に入所承諾書（内定通知書）等の書類を送付する。  
なお、受入れは、年度ごとに更新手続きを要することを条件とする。  
（更新時期は在園児の手続き時期に準ずる。また、保護者は、再度医療的ケア指示書（就園のための情報共有シート）【主治医記入】※文書作成に要する経費は保護者の負担とする。）を提出する。
- (2) 入所不可の場合は、保護者に入所保留通知書を送付する。

## 第3 保育所での受入れについて

### 1 医療的ケアを必要とする児童への対応

- (1) 医療的ケア児の障がい、疾病、生活及び医療的ケアの実施状況を把握する。
- (2) 医療的ケア児の発達状況を把握し、発達過程と個人差に配慮して集団保育を行う。
- (3) 登降園時における引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者とのコミュニケーションを図る。  
また、必要に応じて相談機関等と連携する。
- (4) 入所後一定の期間、保護者付き添いのもとならし保育を行う。  
また、ならし保育の期間は、医療的ケア児の状況や施設の医療的ケアの習熟等を踏まえ決定する。
- (5) 医療的ケアに必要な資材、薬品等は保護者準備とする。

### 2 医療的ケアの実施体制

- (1) 医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師等で共有する。
- (2) 保育所は、医療的ケア指示書に基づき保育を行う。
- (3) 医療的ケア児の受入れ状況と今後のケアの方向性を検討するため、必要に応じて、「医療的ケア児支援協議会」を開催する。
- (4) 必要に応じて訪問看護を活用する。

### 3 緊急時の対応

- (1) 保育所は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。
- (2) 体調の急変等の緊急時に際しては、施設長の指示のもと、医療的ケア児の状況を主治医及び保護者に連絡し、必要時は救急搬送を依頼する。救急対応については、保育所と医療機関及び保護者が情報共有する。
- (3) 医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、保育所が保育の継続が困難と判断した場合、保育所は保護者に速やかに連絡する。

また、この場合、保護者は保育利用時間の途中であっても、医療的ケア児を引き取る。または、医療的ケア児が病院に搬送された場合は、病院に直行する。

## 第4 保護者の了承事項について

以下の事項について保護者に了承を得る。

### 1 保育利用について

保育の利用日・利用時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の1日8時間各園の基本時間（例8：30～16：30）を基本とすること。保育所等が特に認めた日（保育所等の行事の日等）を除き、土曜日及び延長保育は基本的に利用できない。

### 2 医療的ケアについて

保護者は、あらかじめ医療機関を受診し、保育において園児に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等を記載した「医療的ケア指示書」を提出する必要がある。なお、園児の状況に変化があった時は施設長から、再度「医療的ケア指示書」の発行を依頼することがある（保育園は主治医の受診に同行し、主治医との相談を行う場合がある。）

### 3 ならし保育について

園児が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、園と相談の上定めること。園児の様子や状態によっては、ならし保育期間が延長・短縮される場合もある。

### 4 体調管理及び保育の利用中止等について

- (1) やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがある。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがある。
- (2) 保護者は、登園前に健康観察をすること。体調が悪い場合は、保育を利用しないこと。
- (3) 体調不良の場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡がとれるようにすること。  
また、体調不良により、施設長が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による園児の引き取りをお願いする。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、園からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断すること。また、施設長の判断で保育の利用を控えてもらう場合がある。

- (5) 施設長等が必要と認める時には、病院を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となる。

## 5 緊急時及び災害時の対応等について

- (1) 園児の状況に急変が生じ緊急事態と施設長が判断した場合、その他必要な場合には、主治医等に連絡を行い、必要な措置を講じる。同時に園児の保護者等に連絡を行う。また、保護者等へ連絡する前に園児を病院等に搬送し、受診又は治療が行われる場合がある。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となる。
- (2) 栄養チューブの交換は、保護者の責任において、自宅又は受診時に行うこと。受入保育施設は、チューブが外れた場合の対応を保護者及び主治医と事前協議の上対応をする。園看護師が交換することはできない。
- (3) てんかん等の既往及び疑いがある園児の場合、事前に座薬等の対応について受入保育施設と保護者が協議し、それに沿って対応する。
- (4) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事（栄養剤）を登園時に持参すること。
- ・経鼻経管、胃ろうを必要とする園児は栄養チューブ、カテーテル、シリンジ（必要な本数）を持参する。また強化食品を必要とする園児は1日分持参すること。
  - ・気管切開による吸引を必要とする園児はバッテリー式の吸引器と吸引チューブ（医師に指示に指定されているサイズ）を用意すること。
  - ・酸素投与を必要とする園児は外出時に使用できる酸素ボンベを持参すること。
  - ・導尿を必要とする園児は医師に指示されたサイズの尿道カテーテルと潤滑剤を持参すること。
  - ・糖尿病によるインスリンが必要な園児は、血糖測定器、インスリン注射を持参すること。
- ※その他、園と事前協議し災害時に必要と想定される物品を用意すること。

## 6 退園等について

園児の病態の変化等により、当該保育所等での園児の受入れができなくなる場合がある。

## 7 情報の共有等について

- (1) 医療的ケア児に対して安全な保育を提供するために、保護者同意の上、提出された申請内容等の書類について、海老名市医療的ケア児支援協議会等で共有する。
- (2) 医療的ケアが必要な園児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の園児の保護者との間で最小限の範囲で共有をする場合がある。

## 8 その他

「第4 保護者の了承事項」1～7のほか、保育所との間で取り決めた事項を遵守すること。了承事項が遵守されない場合は、退園となる可能性がある。





保育所等で 必要な医療的ケア内容		
体調・症状 (早期発見・対処方法)		
緊急時の対応		
保育施設生活上の 注意・配慮事項	食事 <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可、注意事項（ 形状等 ） 施設外保育 <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可、注意事項（ ） プール遊び <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可、注意事項（ ） その他（ ）	
日常生活の配慮	項目	状況
	食事	
	排泄	
	移動	
	言葉/表現	
	理解力	
	社会性	
その他		

令和 年 月 日

医療機関名

電話番号

所在地

医師署名

保護者情報（就園のための情報共有シート②）

保育所管課、園記入

医療的ケア指示期間（ 年 月 日～ 年 月 日 ）

患者氏名		男・女	生年月日	令和 年 月 日( 歳)
主たる疾患名				
合併症				
保護者の意向・気持ち	なぜ入園させたいか？			
集団生活の理解	医師の判断と相違がないか確認			
家族構成・配慮が必要な家族背景				

※園の調整内容（聞き取り者が記載）

年齢相応のクラスで 良いか	クラス人数・担任配置に影響あるので念のため聴き取り
手帳の有無	身体障害者手帳 療育手帳 小児慢性特定疾病 (取得していない場合は「なし」と記載)
加配の必要性	要・不要 →理由：(何のために誰を配置するのが適当なのか)  担当者：保育士・看護師他
設備・器材	災害時の蓄電池・発電機・預り酸素ボンベ・ケア・栄養物品（保護者準備）
地域連携機関の有無	あり・なし →連携先：療育・発達支援センター・訪問看護・担当保健師（行政）
その他	

## 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

①	保育の利用日・利用時間について、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の保育の基本時間（例午前8時30分から午後4時30分まで）となることを了承します。
②	ならし保育期間中は、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加します。 また、園児の様子や状態によっては、ならし保育期間が延長・短縮される場合があることを了承します。
③	やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保護者等が付き添います。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあることを了承します。
④	園内で感染症が一定数以上発症した場合の登園の判断は、保護者等の責任で行います。また、保育所の判断で保育の利用を控えてもらう場合があることを了承します。
⑤	健康観察、検温等は毎日必ず行い、園児の体調を確認の上登園させます。保育施設での朝の受け入れ時の観察において保育士又は看護師が体調が悪いと判断した場合には、登園を見合わせます。
⑥	保護者は保育施設からの連絡が常に取りれる状態にします。園児の体調変化等によりお迎えを要請された場合には、速やかにお迎えをします。
⑦	医療的ケア実施に必要な医療機器、医療用具、衛生材料、消耗品等について保護者の費用負担の上用意し、処分、点検も保護者が行います。
⑧	保育所等が必要と認める場合、保護者等の費用負担で医療機関を受診します。
⑨	園児の状況に急変が生じ、緊急事態と保育所が判断した場合、その他必要な場合には、保護者等へ連絡する前に園児を病院に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は保護者等の負担になることを了承します。
⑩	災害時対策として、1日分の薬と食事（栄養剤）を登園時に持参します。
⑪	園児の病態の変化等により、保育所での受入れができなくなる場合があることを了承します。
⑫	提出された申請書類等を、海老名市医療的ケア児支援協議会で共有することを了承します。
⑬	医療的ケアが必要な園児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の園児の保護者との間で最小限の範囲で共有する場合があることを了承します。
⑭	①～⑬のほか、保育園との間で取り決めた事項を遵守します。また、上記内容を遵守されない場合は、退園となる可能性があることを了承します。

以上の件について、全て同意し、申請いたします。

令和    年    月    日

園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_